

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、浦添市の健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.08)	— (17.08)	5.6 (25.0)	— (350.0)

備考

- (1) 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率がない場合は、「—」を記載します。
- (2) 早期健全化基準を括弧内に記載します。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業会計	— (20.0)

備考

- (1) 資金不足額がない場合は、「—」を記載します。
- (2) 経営健全化基準を括弧内に記載します。

本市においては、すべての指標が早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており健全な財政状況ですが、引き続き健全で持続可能な財政運営に向けた不断の取組みに努めてまいります。

健全化判断比率及び資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）」に基づく財政指標です。毎年度の決算に基づき算定を行い、健全化判断比率は一般会計等の財政の健全度合いを示し、資金不足比率は公営企業の経営の健全度合いを示します。早期健全化基準を超える場合は、財政を立て直す計画の策定が義務付けられています。

主な用語の意味は下記のとおりです。

① 実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が悪化していることを表します。

② 連結実質赤字比率

特別会計、公営企業会計などすべての会計を合算し、全体としての赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が厳しいことを表します。

③ 実質公債費比率

地方税等の一般財源が 公債費や公債費相当額に占める割合を示しています。数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表します。

④ 将来負担比率

地方公社等に係るものも含め、将来負担することが見込まれる負債額の大きさを示します。数値が大きいほど将来財政を圧迫する可能性が高いことを表しています。

⑤ 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を表すもので、水道事業会計及び下水道事業会計が対象となります。